

建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務**を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

- 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。
（裏面＜参考＞を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。

※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。

- ② 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。

※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。

- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。

- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。

※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出面等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷(疾病含む)**した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合(又は行う見込みがある場合)で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することがあります。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

